

国土交通省登録資格の概要について

令和3年2月

国土交通省登録資格の制度構築までの背景

平成24年 7月

国土交通大臣より諮問 ⇨ 社会資本整備審議会、交通政策審議会
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方」

平成25年12月

社会資本整備審議会、交通政策審議会 答申
今後の社会資本の維持管理更新のありかたについて 答申
本格的なメンテナンス時代に向けたインフラ政策の総合的な充実～キックオフ「メンテナンス政策元年」～

平成26年 3月

技術部会 引き続き検討すべき4項目を決定
1. 点検・診断に関する資格制度の確立

平成26年 4月

社会資本メンテナンス戦略小委員会 資格制度の検討に着手
点検・診断に関する資格制度の確立を優先課題として決定

平成26年 8月

技術部会 「緊急提言：民間資格の登録制度の創設」提言
「社会資本メンテナンスの確立にむけた緊急提言：民間資格の登録制度の創設」の提言・公表

平成26年11月

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の告示

- ※一部改正 平成27年10月16日
- ※一部改正 平成29年11月22日
- ※一部改正 平成30年11月2日
- ※一部改正 令和元年11月7日



登録等の流れ

登録規程（登録要件の明確化）

登録要件

- 資格付与試験等を一回以上実施した実績
- 資格付与試験等の安定的な実施
- 受験条件が、広く一般に公表されていること
- 特定の者に利益を与えるものでないこと
- **資格付与試験等が別表の第一欄から第五欄に掲げる要件を満たす内容を有すること**
- 試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、教授、准教授又は博士の学位を授与された者が含まれること
- 合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した証明書等の交付
- 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置
- 登録の抹消等のための適切な審査手続

施設分野、業務、知識・技術を求める者の区分毎の必要な知識・技術

対象施設・業務に応じて設定

(例)

- 法令、技術基準等に関する知識
- 工学的基礎知識
- 経験
- 点検技術・点検方法に関する知識
- 診断技術・診断方法に関する知識
- 補修設計技術・補修設計方法に関する知識

大臣告示

国

登録要件の適合確認・登録

登録申請

※5年毎の登録更新

申請者（資格付与事業等の実施主体）

- 過去5年間の実績に基づき、申請書類(様式、誓約書、添付書類等)を作成
- 申請の次年度以降5年間、登録要件に適合した資格付与試験等を毎年1回以上実施

資格保有者の技術力の維持向上のための措置

民間資格の保有者

講習、研修の受講、CPDの取得等

登録資格公示

資格の活用

発注者

- 業務の入札参加要件に登録資格を設定
- 指名業者選定時及び落札業者選定時に登録資格保有者を優位に評価

国土交通省登録資格の登録状況(H26～)

- 老朽化施設の増加と維持管理に関する法令等の整備に伴い、点検・診断等の業務が増加
- 平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、資格等による適切な能力の評価が規定された

既存の民間資格を評価し、必要な技術水準を満たす資格を登録する制度を構築(H26.11.28登録規程告示)

登録の経緯

平成26～令和元年度

平成27年1月

第1回登録 **50資格**(維持管理10分野)

平成27年10月26日

登録制度に、計画・調査・設計分野を構築(維持管理分野の拡充)

平成28年2月

第2回登録 **111資格**(維持管理13分野、計画・調査・設計18分野)

平成29年2月

第3回登録 **50資格**(維持管理13分野、計画・調査・設計18分野)

平成29年11月22日

維持管理分野、計画・調査・設計分野の拡充

平成30年2月

第4回登録 **40資格**(維持管理15分野、計画・調査・設計19分野)

平成30年11月2日

維持管理分野の拡充(2分野)

平成31年1月

第5回登録 **37資格**〔維持管理17分野、計画・調査・設計19分野〕

令和2年2月

第6回登録 **32資格(新規)**〔維持管理6分野、計画・調査・設計2分野〕
第1回登録の50資格について更新

令和2年度

令和3年2月

第7回登録 **8資格(新規)**〔維持管理3分野、計画・調査・設計2分野〕
第2回登録の111資格について更新

計**328資格**について発注業務に活用

民間資格の登録制度が対象とする業務範囲

○施設等の対象：国土交通省所管の社会資本分野。

○業務の対象

H26.11.28 登録規程制定：点検、診断等の維持管理分野を対象

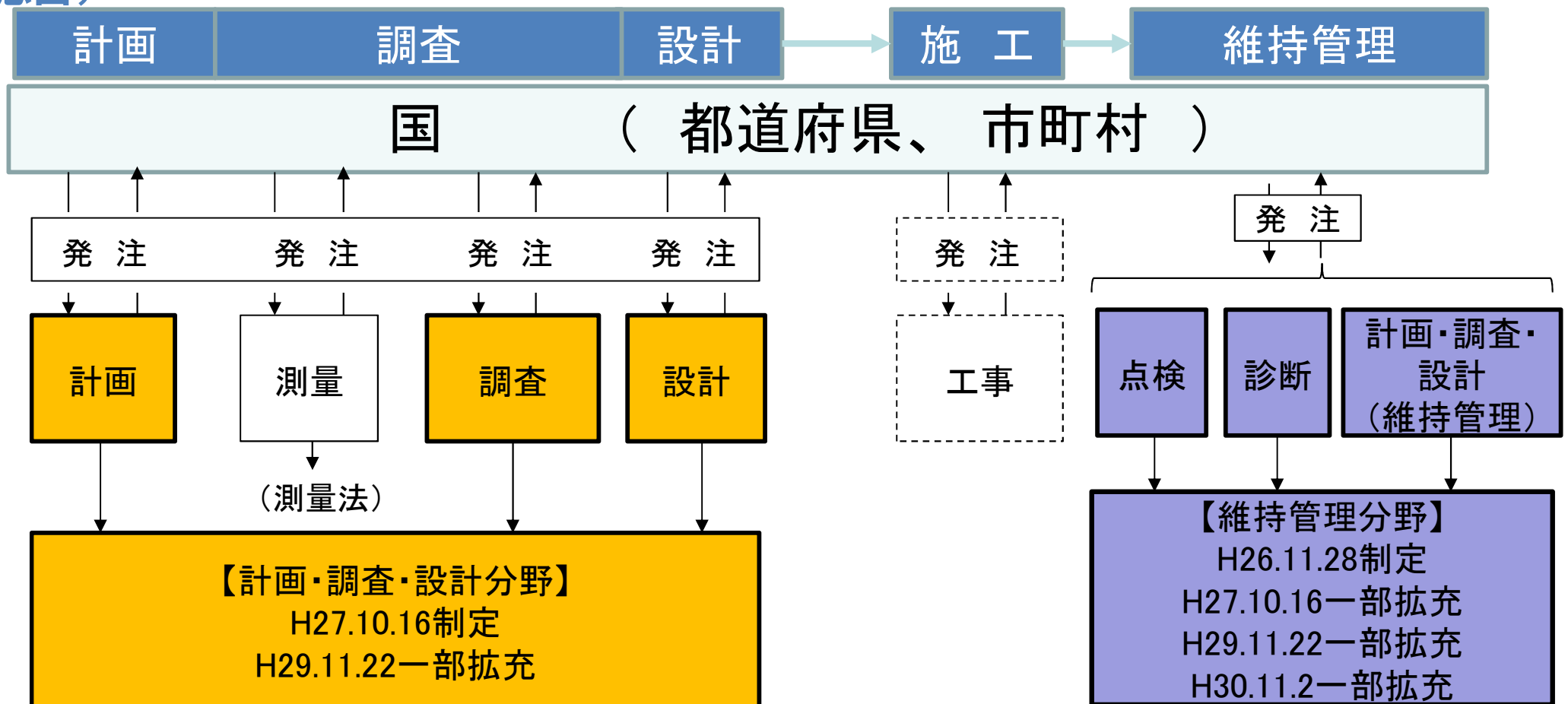
H27.10.16 登録規程一部改訂：計画・調査・設計分野を追加。

あわせて維持管理分野を拡充。

H29.11.22 登録規程一部改訂：計画・調査・設計分野・維持管理分野を拡充。

H30.11.2 登録規程一部改訂：維持管理分野を拡充。

(概念図)



●維持管理分野(点検・診断等業務)

維持管理分野 245資格

施設等名	登録資格数							計
	H27.1 (R2.2)	H28.2 (R3.2)	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	2	2	54
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	2	2	59
トンネル	5	13	8	3	1	2	2	34
舗装	—	—	—	9	1	4	0	14
小規模附属物	—	—	—	7	2	0	0	9
道路土工構造物(土工)	—	—	—	—	14	12	0	26
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	—	—	—	—	8	8	0	16
堤防・河道	—	0	0	4	0	0	0	4
砂防設備	1	1	0	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	0	3
下水道管路施設	—	1	1	0	0	0	0	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	0	6
港湾施設	4	0	0	3	0	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	0	1
公園(遊具)	0	4	0	0	0	0	0	4
土木機械設備	—	2	0	0	0	0	0	2
計	50	49	37	36	37	30	6	245

※()は更新年月

●計画・調査・設計分野

計画・調査・設計分野 83資格

施設等名	登録資格数						計
	H28.2 (R3.2)	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	
道路	3	3	0	0	0	0	6
橋梁	3	1	0	0	0	0	4
トンネル	2	1	0	0	0	0	3
河川・ダム	2	1	0	0	0	0	3
砂防	2	0	0	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	0	0	16
港湾	14	0	0	0	1	1	16
空港	1	0	0	0	0	0	1
下水道	1	0	0	0	0	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	0	1	2
都市公園等	2	0	0	0	0	0	2
建設機械	1	0	0	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	0	0	1
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	0	0	1
地質・土質	9	3	1	0	0	0	13
宅地防災	-	-	1	0	0	0	1
建設環境	2	0	2	0	1	0	5
計	62	13	4	0	2	2	83

※()は更新年月

計画・調査・設計分野 83資格、維持管理分野 245資格 総計328資格